

さいたま市プラス・ハート委員会設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針（以下「指針」という。）に基づき、全庁が一体となってユニバーサルデザインの実践し、『『思いやりの心』あふれるさいたま市』を実現していくため、さいたま市プラス・ハート委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ユニバーサルデザインに関する取組の情報収集及び発信に関すること。
- (2) ユニバーサルデザインの啓発に関する取組の企画及び実施に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、都市戦略本部都市経営戦略部副参事をもって充てる。

(会議等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係者に対し、出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員長は、特定の事項を調査、審議等をさせるため、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、別表に掲げる委員から指名された職員をもって組織する。

3 委員長は、必要に応じ、別表に掲げる委員以外の所属長に対し、当該所属の職員をワーキンググループの構成員とするよう求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

局	部	委員
都市戦略本部	都市経営戦略部	副参事
市民局	区政推進部	参事
保健福祉局	福祉部	福祉総務課長
保健福祉局	福祉部	障害政策課長
都市局	都市計画部	交通政策課長
建設局	建築部	建築総務課長
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課長